

# 平成 30 年度 社会福祉法人 グリーントープ 事業計画

## 1 基本方針

### 1) その日その時間を穏やかに普通に生活が出来る

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指して運営する。

### 2) 必要なときにその利用者にあった介護支援ができる

入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努める。

### 3) 利用者が地域社会の中で生活が送れるように、地域との交流を図る

施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 2. サービス取り扱い方針

1) 入居者の有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する。

2) 入居者へのサービスの提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する。

3) 入居者1人1人の個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、入居者の日常生活を支援する。

4) 各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割を持って生活できるよう配慮する

5) サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

6) サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況を常に把握しながら行う。

7) 従業者は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。

## 3. 理事会の開催

第1回理事会（6月）平成28年度事業報告、平成28年度決算の承認 他

第2回理事会（12月）平成29年度予算の補正 他

第3回理事会（3月）平成30年度事業予算案、平成30年度事業計画の審議 他

## 4. 評議員会の開催

第1回評議員会（6月）平成28年度事業報告、平成28年度決算の承認 他

第2回評議員会（12月）平成29年度予算の補正 他

第3回評議員会（3月）平成30年度事業予算案、平成30年度事業計画の審議 他

## 5. 事業運営

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

2. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

# 平成30年度 特別養護老人ホーム セラヴィ 事業計画

(介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業)

## 1 利用定員

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	50名
短期入所生活介護（ショートステイ）	10名

## 2 職員定数

40名 ※利用者と看護・介護職員（常勤換算 2.0：1前後）

## 3 利用者処遇に関する方針

法人の基本方針を基に、以下の内容を提供する。

### (1)介護

- 1)入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援できるよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って介護を行う。
- 2)入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じてそれぞれの役割をもって行うよう、適切に支援する。
- 3) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を、適切に支援する。

### (2)入浴

入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供する。一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施等入居者の意向に応じられる入浴機会を設定している。

### (3)排泄

- 1)入居者の心身の状況や排泄の状況(入居者ごとの排泄パターンの把握等)などをもとに、トイレ誘導や自立支援に配慮した排泄介助を行う。
- 2) 排泄自立のために次のような働きかけを行う。
  - ①日中はできるだけおむつをしない。
  - ②尿意や便意がある利用者は、おむつを使用している場合にも、極力トイレやポータブルトイレで介助する。
  - ③認知症等で認知機能が低下している利用者には適切な声かけ等によりトイレでの排泄を促す。
- 3)おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを、適切に替える。又、おむつ交換は、居室のドアを閉め、必要に応じてタオル等を使用し、入居者の心情に配慮する。

### (4)食事

- 1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する
- 2)入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保する。
- 3) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることができるよう支援する。

### (5)健康管理

- 1) 医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- 2) 他職種との連携により入居者の健康状態の把握に努める。
- 3) 65歳以上の入居者では年に1回定期健康診断(結核検診(胸部レントゲン検査等)含)を実施する。

#### 4 高齢者虐待への取組み

- 1) 施設の管理者は、入居者の人権擁護、虐待の未然防止及び早期発見及び早期対応に努める。(不適切なケアの早期発見、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束、職員のストレスを把握し、早期に対応する等)
- 2) 施設全体として、高齢者虐待・不適切なケアのための措置を講じる。(入居者の安全確保、事実確認、情報の共有と対策、本人家族への説明や謝罪、関係機関への報告、原因分析と再発防止の取組等)
- 3) 虐待防止や身体拘束廃止、認知症ケアに対する内部研修の実施、外部研修の参加によりケアの質の向上を図る。(権利擁護推進員研修、群馬県抑制廃止シンポジウム等)
- 4) 入居者や家族からの不適切なケアや虐待についての苦情処理体制の整備を行う。

#### 5 身体拘束への取組み

- 1) 組織のトップである管理者は「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする体制を整える
- 2) 施設の管理者及び従業者は、「身体拘束ゼロへの手引き」の内容を承知している
- 3) 管理者は、自ら又は従業者を県等が行うシンポジウム等に参加し、身体拘束への意識啓発に努める。
- 4) 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」等を設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組む。

#### 6 個人情報保護への取組み

個人情報保護に関する法令などを守り、利用目的を特定し、公正かつ適切な取扱、保護に努める。

#### 7 防災計画

建物、構築物及び設備の維持管理は適正に行う

(防火設備全般、受水槽清掃、エレベーター、電気配線の異常、自動ドア 他 の定期点検)

年2回の定期消防訓練を行い、万が一火災や天災が生じた場合の迅速な対応に備える。

#### 8 日課

24時間体制で、食事、排泄、入浴、レクリエーション、機能訓練などのサービスを提供する。

個々の利用者の生活のリズムや心身の特性を配慮しながら、極力残存機能を活かした、能力に見合った生活が送れるように、日課を計画し実践する。

#### 9 行事

4月	手作り) 洋菓子作り	5月	季節の和菓子) お茶会	6月	音楽会
7月	手作り) 七夕団子作り	8月	手作り) アイスクリーム作り	9月	敬老会
10月	運動会、パン食い競争他	11月	音楽会	12月	手作り) クリスマスケーキ作り
1月	手作り) 和菓子作り	2月	節分豆まき	3月	雛祭り/音楽会

#### 10 職員の福利厚生

各種社会保険への加入

定期健康診断の実施

他の施設との交流会など、職員間の慰労会への経済的援助

#### 11 職員研修

別途資料添付